第１８０回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和５年９月２２日

神戸運輸監理部

［第１８０回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和５年９月２２日（金）　１５時３０分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）奥見部会長、櫻庭委員、渕委員（ウェブ）、石黒委員
（労働者委員）浦委員、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員、加藤委員、小林委員
（運輸監理部）馬谷海事振興部長、大山海事振興部次長
　　松村海上安全環境部調整官（欠）
（事　務　局）大當船員労政課長、西田船員職業安定係長
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　船員に関する特定最低賃金の改正について
（３）　その他
５．閉　会

［議　事　概　要］

海事振興部次長

まだ使用者委員１名がお見えになられていませんが、定刻となりましたので、第１８０回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、公益委員のWeb出席を含め、全委員にご出席いただく予定になっております。まだ使用者委員１名がお見えになられておりませんが、規定数は満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを報告いたします。

なお、行政側から松村海上安全環境部調整官が所用のため欠席しております。

また、１０月１日付けで事務局に異動が予定されており、後任者も同席させていただいておりますが、ご了承願います。

続きまして、本日の配布資料の確認をお願いいたします。　資料、上から

・議事次第
・資料１　第１７９回神戸船員部会議事録（案）
・資料２　神戸管内の船員職業紹介実績（８月分）
・資料３　全国の職業紹介実績（７月分）
・クリップ留め　船員最低賃金関係資料
・同じくクリップ留め　神戸船員部会情報

併せまして、労働者委員付議文書、神戸船員部会運営規則も席上配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日の資料は以上となりますが、過不足等ございませんでしょうか。

部会長

それでは、議事に入ります。

まず初めに、第１７９回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。お手元に配布されています、「資料１」の議事録をご確認ください。（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題１の「管内の雇用状況等について」、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料２に基づいて、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

８月期の新規求人件数は４６件で、前月差＋１８件、前年同月差－１件、月間有効求人件数は１０６件で、前月差－１２件、前年同月差－１０件でした。

新規求職件数は１５件で、前月差＋４件、前年同月差＋７件、月間有効求職件数は３８件で、前月差＋３件、前年同月差＋６件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は４０．９歳、月末有効求職者の最高年齢は５９歳です。

次に、求人側から見た成立件数は１件、求職側から見た成立件数は２件でした。詳細は、４ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

８月の月間有効求人倍率は２．７９倍で、前月比－０．５８ポイント、前年同月比では－０．８４ポイントでした。

１ページ飛ばしていただきまして、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。

新規求人４６件の内訳をご報告します。

職員が３４件、部員が１２件、船種別では、タンカーを含む貨物船が４２件、漁船が１件、その他船舶の求人が３件でした。甲機別では、甲板部の求人が３０件、機関部の求人が１３件、事務部の求人が３件でした。

次に、新規求職者１５名の内訳をご報告します。職員が１２名、部員が３名、船種別では、タンカーを含む貨物船が７名、旅客船が２名、タグボートなどその他の船舶を希望する方が５名、漁船が１名でした。貨物船を希望する方のうち、１名は、遠洋希望です。

甲機別では、甲板部が１１名、機関部が４名、年齢構成としては３０歳未満の方が４名、３０歳代は３名、４０歳代は４名、５０歳代は３名、６０歳以上は１名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は４名、会社都合は１名、乗船中の方は７名、未経験の方が２名、その他の理由が１名おられました。

５ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

１０ページ、資料２の最後です。

雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者は、１名、８月の新規受給者は１名です。減少は２名で、内訳は、就職による減少が１名、支給期間満了による減少が１名となります。８月中の受給者実員数は２名ですが、減少となった方の精算がありましたので、ダブルカウントされて、延べ人数としては４名となっています。

結果、基本手当の支給額は９０５，４９３円、就業促進給付としては、６９３，２８０円支給しました。この就業促進給付は、７月に成立した方の分になります。

次に、資料３をご覧ください。

こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。全国の船員の７月分の実績は、新規求人件数が１，２１９件、新規求職件数が２５５件、有効求人倍率は４．０６倍で、前月比＋０．３４ポイントでした。

これに対し、厚生労働省がとりまとめた陸上職　６月分の有効求人倍率の全国値は１．３０倍で、前月から－０．０１ポイントとなっています。

６月分は、有効求人倍率の前月差が全国的に減少しており、増加したのは、香川県の＋０．０３ポイントを筆頭に全国で９県でした。兵庫県の就業地別の有効求人倍率は、１．１５倍、前月から－０．０２ポイントでした。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

公益委員

今のところで、そのまま質問してよろしいですか。新規求職者で、デッキの一級の方が２人、あと三級の方がお一人いらっしゃいます。この年齢を見てみると、一級の方が、３０から４０でお一人、４０から５０でお一人です。三級が分からないですが、一級の方のもう少し詳しい情報はありますかという質問です。

船員労政課長

一級の免状をお持ちの方は３０歳の方で、現在、乗船中の方になります。船種としては、巡視船を希望されておられます。三級航海の免状をお持ちの方が１名で、他の船種を希望されています。また、三級機関の免状をお持ちの方は２名おられまして、どちらも乗船中の方です。

公益委員

ありがとうございました。

部会長

ほかにありますでしょうか。ないでしょうか。

（なし）

部会長

ほかにないようでしたら、議題（２）船員に関する特定最賃の改正に移ります。

本部会開催案内の際に事務局から連絡がありましたとおり、労働者委員より、「神戸漁業（沖合底びき網）最賃専門部会の労働者側委員としての参画について」と

の付議がありましたので、その件について審議することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

それでは、労働者委員から、付議の内容について、ご説明をお願いします。

労働者委員

前回、１７９回の当船員部会の中で、海員組合が長年、漁船の最低賃金の委員に参画したいということで、公示されるたびに参画のお願いの意見書を上げてきた経緯があります。その中で、前回の船員部会で、隔年ごとに委員に参画するにしても、最終的には船員部会で決議していただかないと向こうの団体に言えないんだという話になって、今回、こういった形で、ここで審議していただきたいということでお願い文書を出しました。

まず、今の状況的なものですが、今日の資料にもついていますが、神戸船員部会運営規則の１ページ、第１１条、最低賃金専門部会の設置の第５項「最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する」このことに基づけば、部会長の最終的な指名で委員にはなれるのかなというところであります。

しかしながら、長年、運輸局から漁船団体へ推薦依頼をかけており、どういった過程で推薦依頼をかけているかになりますと、これも資料がついていますけど、国海人第４２号の２ページ目の６の（２）委員等の任命について、「最低賃金専門部会に属する委員等は船員部会に属する委員等から船員部会長により指名されることとなる」ということであれば、本来、ここの船員部会に属する委員の中から指名されるべきという問題ではあろうかと思いますけど、一番最後の行、最賃臨時委員の選任手続については１、２に準じて行うことで、１ページに戻っていただきまして、１の考え方です。上から５行目、「原則として関係する使用者団体及び労働組合に対して適任者の推薦を依頼し、これらの関係労使団体から推薦があった者の中から選任すること」ということで、こういった手続を踏まえて推薦依頼を出していたということで、本来であれば、ここの船員部会の委員が選ばれるべきところであろうとは思いますけど、今はそういう団体に対して推薦依頼を出して、推薦依頼が出てきた者に対して任命を行っています。これは今の経緯であり、今の実態であります。

しかしながら、我々は、何年も委員として参加させていただきたいというお願いをしていました。

前回の議事録を見ていただきますと分かるとおり、ちょっと行き過ぎた内容にはなってますが、この部会で議決されれば、委員として次年度以降、そういった計らいもできるんですよとあって、「強制的なものはできないけれども」という一筆はついておりますけれど、そういった考え方が局から示されておりますので、ぜひとも皆さんにご審議いただいた上で、最終的に海員組合が参加することにご承認賜りたいというの

が趣旨であります。

これまでの状況についても、その下に状況とか、今の外国人実習生の問題等も書いておりますので、一読していただければ分かるとは思いますけど、後で質疑の中で共通認識を図りたいとは思っています。

我々、外国人技能実習生の組合員を多く扱っております。その中で、ほぼほぼ、最賃で運用される労働者となると、そういった方々が一番の問題になるのですが、ここに来て、せっかく在留資格を取って来ていただいているのですが、労働を低賃金ではやっていけないということで帰国したり、脱走して建設業に替わる、こういった人も頻繁に見受けられるようになってきていますので、ぜひともそういった末端の人の考え方も最賃部会の中の意見として上げていただく、我々が委員として参画することで、そういったことも踏まえて論議したいなと考えておりますので、その辺りの実態、実情も踏まえて、我々が隔年でもいいので参加できるように、皆さんでご承認賜りたいのが今回の趣旨でございます。

何か質問があれば、質疑の中で共通理解を図っていきたいと思いますので、私からは文書を出しておりますので、また読んでいただいて、分からないところがあれば聞いていただければなと思います。

以上になります。

部会長

労働者側の委員から出ている文書が、令和５年９月２２日付けの「審議のお願い」、３ページにわたる文書になるかと思います。

今、説明がありましたけど、結局、運用の取扱い、平成２１年６月１０日付けの委員選任の実質選任の方法について取扱いがあって、１条、適任者の推薦を依頼する、「これらの関係労使団体から推薦があった者の中から選任する」になっていて、これは、例えば全日海さんが推薦を得るというのは・・・。

労働者委員

「中から選ぶ」ですから、向こうの漁業団体にも、我々にも推薦依頼があって、この中で、人数的割合で海員組合は駄目だよって除外されるのは仕方ないことですけれども、我々に推薦依頼が来てない実態もあります。

したがって、決め打ちの推薦依頼になっている。我々のところには推薦依頼が来ないので。

部会長

労働組合に対し、適任者の推薦依頼が今来ていないので・・・そういう話ですか。

労働者委員

そうです。

もう一つ、６項の（２）を見ていただきますと、本来あるべき姿は、船員部会に属する委員の中から選ぶべきです。６の（２）委員などの任命についての１行目を読んでいただきますと、本来あるべき姿は、ここの委員から選ぶのだということも、形的には本来はあります。

部会長

新たに臨時委員を任命する必要が生じる場合があるのは書いているけれども、別に生じてないんじゃないかという話ですね。

労働者委員

でも、いろんな考え方があって、働いている人が、漁船については、人種も違いますので、そういったことの状況も踏まえた上で審議されるべきだと我々は考えておりますので、ご理解をいただきたい。

部会長

これは結局、前回もあったと思いますけど、例えばここの船員部会で、今日、どうするかという話、労働者委員の付議に対して表決、出席委員でやる形だと思うんですけれども、これをもし仮に否決になったらそこで終わってしまうけど、仮に可決となったときには、どう手続きをしていくのかというと・・・。

労働者委員

この間、仮にここで海員組合が入ることを認めていただいても、それに強制力はないというような。

部会長

そういうことですよね。

労働者委員

でも、不思議なのは、あくまでも部会長の指名になるので、この部会が上部部会になるのだとすれば、本来、こっちの方が優先されるべきとは思いますけど、ここで決めたからといって、そうではないという言い方をされていました。事務局は。

部会長

これを確認すると、選任については、平成２１年６月１０日付けの事務取扱にのっとって今までやってきている経緯もあるので、まずは適任者の推薦依頼が全日海さんに来ていないので、今日は、それをするかどうかの議決という形になるんですか。

労働者委員

今日の議決にしたいというふうに。

部会長

可決というのが何を指すのかをはっきりしておかないと、ダイレクトには多分、この取扱いがあるので難しいかと思われるんです。

これを変えるんだったらまだしも。

仮に否決だったら、それはそこで終わる。可決だった場合にはどうなるかというと・・・。

労働者委員

可決しても強制力はないというのも、ちょっと分からないですね。

部会長

「適任者の推薦を依頼し」のところの、この推薦依頼を局がするということまでが、今日の可決になるんですか。

海事振興部次長

説明させていただいてよろしいですか、割って入って申し訳ないです。

今、労働者委員から付議に対する説明をいただいたところですけど、冒頭、輪番制にするにしても、部会の議決がなければ先方に言えないという、こちらの発言がありました。

労働者委員

前回ですね。

海事振興部次長

前回ですね。輪番制にするにしても、部会の議決がなければ言えないではなくて、部会の議決を持って、より具体的に交渉に行きたいと申したはずです。

労働者委員

交渉に行くという意味が分からないですね。推薦依頼をかける、かけないの問題なのか。部会長が最終的に指名をするのか、しないなのか。

海事振興部次長

取りあえず、前回の私の発言について、ちょっと違うというところで、すみませんが、言わせていただきます。

説明の中にも、「議決されれば次年度以降、委員として選任される」というご発

言があったかと思いますけど、これについても、そのような断定的な発言をした記憶はございません。

労働者委員

結局、今日のここでの。

海事振興部次長

今、いろいろとお話をいただきましたが、初めに、部会長の指名についてご説明をしたいと思います。

少し話はそれますが、前回部会で労働者委員から「昭和５０年１０月１６日付けの通達に、関係労働者、使用者を代表する委員候補が委員の定数を超えて推薦された場合、任命順位決定の理由その他を付して・・・」という発言があったかと思います。それに対して、こちらは、その後、新たなものが出ていると答え、今まで見ていただいた最賃資料３が、現在有効な委員の任命に係る事務取扱通達となっております。

先ほど仰ったように、６．（２）に最賃部会の委員の任命について記載されております。具体的な選任の手続については、これも説明があったとおり、１.に記載されております。関係労使団体に推薦依頼をかけて、適任者の推薦を受け、選任することとなっています。これによって選任された任命候補者は、国土交通大臣の任命を経て、地方交通審議会、神戸の場合は近畿地方交通審議会の臨時委員等となります。そうなった後、近畿地方交通審議会会長の指名により、所属が神戸船員部会に属することとなります。本日、ご出席いただいております委員の皆様は、この段階の委員になります。さらにそこから、最賃部会に参画するため新たに選任された委員の方につきましては、先ほどの流れを経て、神戸船員部会に属した後、部会長の指名により、各最賃部会に属することとなります。

最賃資料１を見ていただいてよろしいですか。例に挙げて、ご説明をしたいと思います。

先ほど労働者委員から、この部会に属する委員から選ぶのが原則であるとご説明があったかと思います。例えば、内航の欄を見ていただきたいと思います。使用者委員について、１名の方は、神戸の船員部会臨時委員として任命されており、そのまま内航の最賃部会の委員として、部会長の指名を受けて所属されます。ただし、最賃部会での使用者委員は２名になっております。神戸船員部会を基本とすると言いながら、内航の最賃部会を開くに当たって、業界事情等に精通した委員をもう１名選任する必要がありますので、こちらから関係使用者団体へ推薦依頼をかけ適任者の推薦を受け、本省への依頼を経て、国土交通大臣から臨時委員として任命され、先ほど説明したとおり、近畿地交審に属し、その後、神戸船員部会に属する。その後、神戸船員部会長の指名を受けて最賃部会に属する、そういう流れの中で所属を明らかにするための指名となります。

労働者委員

今の話でいくと、一番は船員部会の委員ですよ。それ以外の者については、そういった認識がある人、業界に精通している人は、一遍そういった臨時委員に登録されて、……という形になるのでしょうけども。最初の船員部会の委員の方はという話になる。

海事振興部次長

要は、適任がどうなのかという考え方になってくると思います。

労働者委員

適任じゃないということ。

労働者委員

適任じゃないということですか。

海事振興部次長

例えば、漁業部会についての使用者を神戸船員部会委員の中から選ぶとしても選びようがないと思います、事実として。

労働者委員

そこはいいです。

海事振興部次長

次に労働者です。

労働者委員の方について全日海委員さんは、全国的な組織として、あらゆる業種に精通されており、適任とは思いますが、兵庫県に関して言えば、地元に沖合底びき網漁業に実際に携わっておられる船員さんの団体がございますのでそちらの方がより生活実態とかを把握しておられるのではないかというところで、監理部としては、そちらの船員団体に委員の推薦依頼をかけています。

労働者委員

でも、それで選ぶに当たって、経営者と従業員じゃないですか。まともな論議ができると思いますか。

海事振興部次長

前からその話は伺っているんですが、直接的な使用者とその使用者に雇われている労働者であれば、そういうことになるかとも思いますが、そうではなく船主を代表する方、それと船員を代表する方が選任されておりますので。

労働者委員

とはいえ、漁協の組合長ですよ。漁協の組合長と、一従業員がまともに話しなんかできるわけがないですよね。

海事振興部次長

いや、「できるわけがないですよね」とは、言い切れないと思います。

労働者委員

私だったらできませんね。遠慮しますよね。配慮も忖度も入りますよね。

海事振興部次長

使用者側の意見に偏向した結果が出ると。

労働者委員

そうですね。

労働者委員

やっぱり主従関係はありますから。

労働者委員

その結果、２年前だか３年前だかは忘れましたけど、全国的に大幅に上げている中、神戸だけゼロというときがあったわけですよ。

海事振興部次長

ありましたね。

労働者委員

私は、愕然としましたね、あのとき。使用者側の意見だけを聞いちゃったわけですよ。確かに翌年は頑張ってくれましたよ。でも、あれは労働者側の意見がちゃんとしっかり反映されてないなと、明らかな状況が見えちゃったわけですよ。

海事振興部次長

私も去年からしか関わってないので、本当に今言われたゼロ円回答のとき、そのときの状況とかは把握してないですけど。ある一定の地域に絞った漁業で、やっぱり浮き沈みは、ほかの業種よりも激しいのかなと想像します。

労働者委員

それはいいですけど、先ほど部会長が、これ議決を採って、もしこれが通った場

合はどうなるんですかという質問の答えです。

海事振興部次長

それは前回に申しましたとおり、部会の議決を持って、親分会である神戸船員部会としては、これから先を考えた場合、全日海の委員さんにも入っていただいて、地元の委員とともに最賃改正の審議に当たっていただきたいとの考えを地元漁業関係者に伝え、前向きに検討をしてもらうことを促しに行きたいと考えています。

労働者委員

相手に促すというのが、ちょっと。

労働者委員

先ほど、交渉という話をしたのですが、大山さんがね。交渉の必要なんてあるのかな。依頼をかけて出てきた者に対して、部会長が指名するだけの話ですよね。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

そこで何の交渉が発生するのかな。

海事振興部次長

仮に、今言われている、全日海さんに監理部から推薦依頼をかけるとしますと、これは手続論ですけど、ここでかけるというのは、今現在、神戸船員部会に出ていただいている労働者委員３名の方以外の方に出てもらうときに推薦依頼をかけます。現委員の３名の内から出てもらうときには、既に臨時委員ですので、そのまま部会長が指名する形となります。いずれにしましても、もし全日海さんから１人入れるということであれば、先方、今２つの地元船員団体に推薦依頼をかけているものの内どちらかを外さないと数が増えてくるわけです。

労働者委員

いや、だから、２人だとしても、３団体にかけて、部会長がそれを３人から選任すればいいだけの話じゃないですか。

海事振興部次長

いや、それはないです。

労働者委員
　何で。

海事振興部次長
　部会長が指名するのは、大臣の任命を受けた後、近畿地交審を経て神戸船員部会の所属となった委員をどこの最賃部会の所属とするのかを指名するものです。
定数を超える委員を任命してから指名するなんてことはあり得ませんので。

労働者委員
　いや、任命じゃないですよ。まだ、任命されてない段階じゃないですか。

海事振興部次長
　いや、さっき説明したように、任命されて、近畿の地方交通審議会の臨時委員となります。そうなった後に、近畿地交審の会長が指名して、神戸船員部会の臨時委員となります。その段階で初めて神戸船員部会長が指名して、最賃部会の委員となります。

労働者委員
　推薦が１名減ればいいだけのことでしょう。

海事振興部次長
　そうです。現在、地元の船員団体に依頼している推薦を減らしたら、それができます。ただ、その推薦を減らすに当たっては、現在の委員を出されている団体、地元漁業関係者への説明を行い、理解を得る必要があると考えます。

労働者委員
　お願いしに行かないといけないのですか。お願いしに行くというのが、意味がよく分かりません。

海事振興部次長
　こちらとしては、地元船員の生活水準にも精通された労働者の団体があるので、そちらのほうが適任だと思って推薦依頼をかけているわけです。

労働者委員
　日本全国的に海員組合は適任じゃないと。

海事振興部次長
　いや、そんなことは言っておりません。全国的には、全日海さんいっぱい入られ

てます。ただ、神戸では、平成２６年に各委員定数３から２に変わったときに、結果的に全日海さんに外れていただいているんです。

労働者委員
　その年はですね。その後は、入れてくださいという話をしていますよね。何も了解をしたわけじゃないと。

海事振興部次長
　当時、但馬の外国人技能実習生で労働者としてカウントされる方がいらっしゃらないということがあったと思います。

労働者委員
　その当時に労働者がいないと、精通した人とは認められないの。

海事振興部次長
　先ずは、関係労働者の団体への推薦依頼となりますので、関係労働者がいない団体は優先順位が低くなると思います。

労働者委員
　それは推薦できないということ、日本全国的に。

海事振興部次長
　一般的に、そういうふうに考えられます。

労働者委員
　日本全国的にできないと。

海事振興部次長
　いや、全国的な話なんかしてないです。

労働者委員
　神戸だけがそういう考え方。

海事振興部次長
　今、神戸の話をしているから、その説明をさせていただいているだけです。

労働者委員
　ということは、また、悪しき事務局みたいな話になっちゃうの。

部会長

整理しますと、これは結局、否決であれば、それは次に進まないから、ちょっと難しいですということなのかもしれないのですけど、もし可決になったとき、平成２１年の委員等の任命に関する事務の取り扱いの１条ですか、「適任者の推薦を依頼し」のとこまでは、ここの可決で行くのか、そうではないのかというと、今の答えからではそうではないということ。

海事振興部次長

はい、そうではないと言うことです。その前段階として地元の漁業関係者と交渉を行いますと言うことです。

労働者委員

今日、仮に海員組合が来年から入っていくということもいいんじゃないかとなったときに、何を交渉するの。

海事振興部次長

事前ヒアリングに行っているというお話はさせていただいたと思います。

労働者委員

悪しき事務局がね。

海事振興部次長

その場で、今年も諮問をする方向で考えていますが、地元としてはいかがお考えですかとか、最賃部会を設置する場合には、労働者側、使用者側各２名体制となりますが、労働者側として全日海の委員さんが入る希望、これは毎年意見書を出されて現地でお話しされているので先方もよく知っていますが、それらを説明して、地元としてはいかがお考えですかと聴いています。そうすると地元は、状況に大きな変化はないので、現状のままで良いのではないかとの返答です。

労働者委員

地元が入れたくないって言ったら、もう入れない。

海事振興部次長

さきほどから申し上げているとおり、地元に状況がよく分かった船員団体があり、今までの最賃部会の中でも、外国人技能実習生の労働力は非常に重要であるという発言もされております。結果として実習生をないがしろにしているのであれば、全日海さんに入っていただく必要があるのかなとは思うんですけど、現時点では問題ないと判断しています。

労働者委員

最近、改定したから、ないがしろにしていないんだと。

海事振興部次長

地方局中で一番高い最賃が設定されていますので、外国人技能実習生のこともしっかり考慮されているものと理解しています。

労働者委員

何をもって、ないがしろにするというのかが難しいですよね。改定していたら、ないがしろにしていない、改定していなかったら、ないがしろにしているとなるのか。

海事振興部次長

客観的に見えるのは、そういう結果じゃないかと理解しています。ですので、逆に何をもって先方に、全日海さんが入るべきだというところに、こちらとしたら何も持ち合わせていない状態です。

それを、この船員部会の場で話し合っていただいて、親分会として委員の皆さんが話し合った結果、やっぱり入るほうが妥当であるということであれば、事務局の認識が誤っていたと判断するものと考えています。

労働者委員

事務局の認識が誤ったから、「入れる」、「入れない」になるの。

海事振興部次長

いや、「入れる」、「入れない」ではなく、現状を変えるためには、先方への合理的な説明に加え、理解を得る必要があると言うことです。

労働者委員

事務局が何か操作しているような話になるから、悪しき事務局だと言われるのですよ。

部会長

お伺いすると、今は推薦している漁協については、いわゆる浜坂の漁協ですかね。

労働者委員

但馬とね。

部会長

但馬と。そこが、日本人の漁業の船員の方が相当数いらっしゃるということで、今まで推薦をこの２つにしている、そういうことになるんですか。

海事振興部次長

そうです、それぞれの漁協に属する船員さんの中で、沖合底びき網漁業に携わっている船員さんの団体、それぞれ船員組合をお持ちですので、そちらに適任者の推薦を依頼して、そこから推薦が挙ってきた方について、中央に上げて大臣の任命を受け、そこからは先程の説明のとおりに部会長等が所属についての指名を行っています。

部会長

例えば、もう少しその辺も労働者側から説明してもらうとして、今日決める話としては、例えば、この部会で、「全日海さんも入ってもいいんじゃないか」と、もしなったときの話になったときの話が、ちょっとよく分からない感じになっていて。

労働者委員

そこが分からない。

部会長

「適任者の推薦を依頼し」のところに、今まで２だったのを３にするわけで、３にして、部会長が選ぶとかではなくて。

海事振興部次長

そうです。

部会長

推薦を依頼するところまでの義務づけが、この部会ではできないという話ですよね。

海事振興部次長

まず、推薦枠を３にする。推薦が３あがってきたものを、部会長が指名して２にすればいいじゃないかというお話があったかと思いますが、部会長の指名は、先ほど言ったように、それとはまた違う話になります。

部会長

別なので。

海事振興部次長

委員定数以上に国土交通大臣の任命を受けることはありませんので、大臣に上げるときには２になります。その２が任命を受け地方に落ちてきた、その２をどこの部会に属するかというところが部会長等の指名になりますので、上げる段階で２になります。

船員部会として、全日海さんを入るべき、入れなければならないということであれば、現在、推薦をお願いしている２か所を１か所に絞るという流れになります。それについて、何とか理解していただき、輪番制とか具体的な案を提示して、できるだけ早期に、そういった方向に向くように交渉したいと申しております。

労働者委員

誰が誰と？事務局が向こうと交渉するのか。

海事振興部次長

私が行うつもりですが、部会の議決を持って、例えば全日海さんが自ら行くとおっしゃるのであれば、それはそれで結構かと思います。

労働者委員

最低賃金の委員になるのに、労働者間、組合同士が交渉しなさいという話になるの？

海事振興部次長

以前は、推薦依頼でなく推薦公示の形式でした。

定数２の枠に対して、３つ出てくる可能性もあり、３つ出てきたときには、任命依頼を上げるときには、２つにするためにふるいにかけるという流れでした。今は部会の中で間に合わなければ推薦依頼をかける形式なので、定数を超えることはなく、定数に合わせるために事前調整が必要であれば、それをするしかありません。

労働者委員

部会の中で選出できなければ推薦をかける、そうでしょう。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

部会の中で間に合うのでしょう。

海事振興部次長
　いや、間に合わそうと思えば合うけど、先ほどの使用者と同じ考え方で、より適任と思われる団体に推薦依頼を行っているところです。

労働者委員
　わざわざ推薦依頼を出しているのでしょう。

海事振興部次長
　そうです。

労働者委員
　海員組合を入れたくないからって。

海事振興部次長
　より適任との判断ということです。その適任だという理由は、平成２６年に最賃部会の委員定数が減った時のくだりで説明したものです。

労働者委員
　いや、浜坂と但馬がずっと参加者を決定するんですよ。一生、その団体から出ますという決定、２６年のときになったのですか。

海事振興部次長
　「ずっと」とは、なってないです。

労働者委員
　なってないでしょう。

海事振興部次長
　はい。ただ、今現在、付議文書の２枚目に、「外国人技能実習生７９名が在籍しており・・・」と書かれていますが、この中で労働者としての扱いは何名になりますか。

労働者委員
　大体３分の１ぐらいになりますね。

海事振興部次長
　そうですね。

労働者委員

賃金改定の考え方としては、最低賃金を使用するような考え方を持っているのですが、実際、労働者としてのカウントになれば、３０名程度ですよね。

海事振興部次長

最低賃金法が、労働者の最低賃金について規定されていますので、どうしても所属船員さんの規模感が低いという認識になります。

労働者委員

いずれは労働者になっていく人たち。

海事振興部次長

今現在の考え方です。

労働者委員

だから、その人たちはいいのだ。１年後、２年後に労働者になる人は、どうでもいいのだという考えですか。

海事振興部次長

いや、どうでもいいとか、そんなことは言ってないです。

今、３０名ぐらいいらっしゃる。それに対して、日本人漁船員の船員組合の数は多く、大きな判断要素となっています。

労働者委員

いや、少ないから切ってもいいんじゃないということ。

海事振興部次長

ちょっと聞いてください。

それに対して、日本人の船員組合の方は２００名余りぐらいいらっしゃると思います。そういった規模感とか、先ほど、まともな審議はできてないんじゃないかという、それについても客観的に見る結果からですけど、まともな審議はできているとこちらは理解しています。それらを総合的に勘案した結果、適任であろうということで、今現在も地元の船員組合に推薦依頼をかけているところです。

皆さんが、いや、そうじゃないだろうと結論を出されたのであれば、当然、その意見を持って、こちらの理解が誤っていたという考えで、改めて交渉に当たりたいと考えています。

労働者委員
　こちらの理解が誤ってということを。

労働者委員
　最賃部会の議事録って非公開ですよね。

海事振興部次長
　非公開です。

労働者委員
　じゃあ、何でも言えるんだよね。

海事振興部次長
　非公開というか、それは内航、旅客も一緒だと思うんですけど。

労働者委員
　それはそうだけど、非公開だから、言った言わないが確認ができないんです。

海事振興部次長
　できないですね。

労働者委員
　先ほどから言われるように、労働者、労働者って言いますが技能実習生は、労働者ではないと思いますが。

労働者委員
　もういいんじゃないの。

労働者委員
　いや、どうぞ。

労働者委員
　労働者じゃないからというのは、あくまでも技能実習生で、労働者じゃないんですよ。労働者にしたら、これ違反なので。
技能実習生３号、２号、１号も学生なんです。労働者に対する最低賃金の審議ですが、実際に約３０名程度いる３号を労働者と位置付けるのは違うと思います。技能実習生としての賃金を設定しなければならない中で、労働者に適用する地域最賃を基本としているということです。技能実習生を労働者といったら、問題があると思

いますが、違いますか。

海事振興部次長

私も詳しくは知らないですが、もともと外国人技能実習生制度ができて、研修生という扱いのときには、労働者という概念がなく、時に非常に安いお金でこき使われたり、例えば長時間労働をしてもその手当も払われなかった場合があったようです。それらの労働保護の観点から、外国人技能実習生についても平成２２年に労働者としての労働法が適用になったかと思うんです。それが、なぜ今でも労働者でないと言うのか、ちょっと分からないです、なぜそうなっているのかが。

労働者委員

労働者でない。労働者ですか、これも。技能実習生という扱いは。

海事振興部次長

技能実習生制度の中では、平成２２年に労働者としての地位を与えて、労働基本法の対象となったものと理解しています。

労働者委員

地位を与えてというのと、保護上、そういう扱いをするのがあるんですけど、日本人と同じ労働者の位置づけではありますが、身分はあくまで技能実習生と思いますが、労働者と言っていますか。

海事振興部次長

法律上は言ってると思いますが。

労働者委員

労働者という扱いですかね。

海事振興部次長

そうですね。平成２２年に労働者としての法規の対象になり、２９年から技能実習生の３号ができて、全日海さんは、その時点で外国人組合員に労働者ができましたという発言をされていたと思います。

労働者委員

いや、労働者ができましたという発言より、それを基本として、最低賃金を適用としてという意味だった。労働者イコール最低賃金の適用者ですという認識ではないですかね。

海事振興部次長

但馬の漁業団体もそうですし、全日海さんの方と話ししても、３号生だけが労働者だとお聞きしたんです。１号、２号は労働者ではないと。

労働者委員

研修実習生ですよね。

海事振興部次長

そうですね。

労働者委員

この建前を間違ったら、大ごとになる。この立てつけでは研修実習生、実習生になっている。

労働者委員

特定技能だったら分かるけどね。

労働者委員

何もかも混ぜてたら、訳分からなくなって。

労働者委員

３号生という。

部会長

そしたら、その辺のところを、技能実習生の中に特定とかもあるということであるので、労働者のほうに、そこも追加で資料も頂くのと、もうちょっと私どももちょっと分かってないところもあるんですけど。

労働者委員

追加の資料を出す云々じゃなくて、利害関係で、ずっと同じ人たちで最低賃金の諮問をやってきているので、ぜひとも外国人実習生とか、外国人の労働力に頼らざるを得なくなってきている状態の中で、そういった人たちの思いやら、生活の状況なんかも、やっぱり最低賃金の話合いの中には入れるべきだという考えで、我々を委員にしていただきたい。

部会長

ただ、今のお話だと、ここで可決したところで、別に推薦には直結しないから。

労働者委員
　しないですね。

部会長
　全日海さんも参画をどうでしょうかと、ここで仮に議決したところで。

労働者委員
　何が生まれるんだってね。

部会長
　そうです、そういうことで。

労働者委員
　悪しき事務局のブロックで終わりですからね。

部会長
　そういうご要望があったのは、ここで可決という話にしたところで、何かが。

労働者委員
　でも、事務局としては、可決していただかないと相手に言えない。相手と交渉ができない。輪番制でも席を空けてもらう理由にならない。だから、この船員部会で議決していただかないと、相手に対して輪番制でも席を空けてというのは、事務局としては言えない。でしょう？

海事振興部次長
　先月に発議していただきたい。それについて、ご説明の資料をつけてというお話をしたと思うんです。

労働者委員
　こっちが親部会だと思うので。

海事振興部次長
　可決されるとしたら、何か合理的に説明がつく、事務局は気づいてないような合理的に説明できるような資料が出てきたら、先方への交渉に使えるかなと思っていました。今回資料を上げていただきましたが、意見書と同じような内容でしたので。

労働者委員
　そうですね。我々は、末端の人たちの生活事情を勘案した最低賃金専門部会にな

るべきだと。ひいては、そういった部会に参画したいという考え方を述べるしかないよね。

海事振興部次長

その点については、地元としても技能実習生の労働力は大事だから、それを考えて最賃の審議をしなければいけないと言われています。

また、結果が日本で一番高く、外国人技能実習生のことも配慮した結果が出ている。要は、地元の日本人の労働者も、地元の船主団体も、みんなで外国人技能実習生を育てる環境をつくろうとなっていると理解しています。

労働者委員

だったら、脱走はしないよ。脱走も帰国もしている。

海事振興部次長

いや、脱走というのは何なんですか、最後のほうに書かれてますけど。

「同じ海上で従事しているにもかかわらず、船員法と労基法の適用される法律によって賃金の多寡が生じています。外国人技能実習生の生計に直結する賃金の明暗によって・・・」。これは、船員法と労基法の適用される法律によって、賃金の多寡が生じているとし、その後、「明暗によって」、この書き方からいくと、船員法と労基法の適用の法律によって賃金の多寡が生じる。

労働者委員

カキ養殖は労基法ですよね。

海事振興部次長

そうです。だから、そっちのほうが高くて、船員法の適用の船員ほうが低くて、賃金の明暗によって脱走者が出ているという読み方がされると思いますけど。

労働者委員

そういうふうに読み取る。一連の評価の仕方が、最賃の今の上がり幅からいけばですね。

海事振興部次長

上がり幅で賃金の多寡を比べますか、もらう金額を比べるんじゃないんですか。

労働者委員

いや、私は毎年の評価の仕方だと思いますけど。

海事振興部次長

それなら、カキの養殖業に従事する実習生に比べて、上がり方が少ないから漁船員は脱走していると、そういう意味で書いているんですか。

労働者委員

そう。だって、カキ養殖、労基法だって、カキ養殖だけやなくて、建設業もあればですね。

海事振興部次長

漁船員から抜けて建設業へですか。

労働者委員

そうです。そういった方が多く出てきます、行方不明の失踪。何で失踪するの。

海事振興部次長

私が聞いたのは、人間関係がほとんどだという感じです。

労働者委員

私は誰に聞いたの。

海事振興部次長

誰にと言ったらあれですけど。

部会長

ちょっと待ってください。脱走のお話は、陸上もあるにはあるんですけど。

どうしましょうか、今日決める話としたら、労働者の付議に対して、出席委員の表決で何かを決め。例えば全日海さんの参画について、こんな資料があったら、またさらに検討をしたいという話になるのか、今日、どうするかを決める話になるのか。

もし使用者委員の方々で、こういう資料をもうちょっと欲しいとか、９月２２日付けのこの資料について、さらに追加の検討したいもの、出してほしいものとかがあれば、それを追加して、検討を続けるのはいいと思うんですけど、仮に続けても結論がどうなるかがはっきりしないと難しいと思いますが。

労働者委員

決着が見えないよね。

部会長

そうなんです。仮に続ける、追加をするのも、もちろん要るとは思うんですけど、これはどうなるんですかね。

こちらで、全日海さんが、こういうことであれば参画を、ここの部会で認めるとかなったときにでも協議をすることに。

だから、浜坂と但馬の推薦している２団体に対して、全日海さんも入れるのはどうかという協議に行くという話になりますか。

海事振興部次長

そうです。頭ごなしに、今２つ団体あるところを、輪番制、隔年で１つ外して、全日海さんを入れますという強制力は有していません。

今回、発議をしてくれと言ったのは、相手方になるほどなと思ってもらえるような合理的に説明できる資料が出てくることを期待していて、その上で委員の皆さんが、確かにそうだと議決されれば、その資料なり議論の内容を持って協議しに行こうと考えておりました。

労働者委員

事務局が協議して決めるというのが、ちょっと分からない。

部会長

だから、推薦のときの参考資料にという趣旨になるんですかね。今、推薦されてないのを、全日海さんを入れるという話の協議というのは、推薦する側で決められるのかなと思いまして。

例えば、協議を但馬と浜坂と仮にやったとした場合に、いや、応じませんとなったときに、「そこに強制力がないので、応じません」で終わっていくんだったら、この議決は一体なんなのか。

海事振興部次長

今まで、こちらとしては理解が誤ってないという前提で毎年先方と話をしてきており、状況に大きな変化がないということで現状が続いてきています。

労働者委員

だから、事務局が誤ってないということでしょう。海員組合は委員に不適格。委員になるべきじゃないと事務局は考えているということですよね。

海事振興部次長

なるべきじゃないではなく、今の状況では地元の船員団体の方が優先されると判断をしています。

労働者委員

いやいや、地元のほうがじゃないでしょう。事務局が推薦を出すんだから。推薦の考え方を出すんだから、事務局としては海員組合を入れる必要はないという認識に間違いがないという表現をしているじゃないの。

海事振興部次長

地元には毎年確認しており、例えば地元が仕事もあるし、委員推薦が厳しいとかなれば、一枠は空くんです。ただ、地元として状況に変わりがないので、現状の委員構成でいいのではないかと、毎年そういう意見を受けて、こちらとしても推薦依頼をかけている状況です。

労働者委員

だから、浜坂と但馬は固定しましたということですね。

海事振興部次長

いや、状況に変化がない限りです。

労働者委員

状況の変化がない限りは固定なんだ。

海事振興部次長

それを覆す合理的な資料を持って、こちらで決定をしてもらえれば、それを理由として、もう一度話合いに伺います。

労働者委員

意味が分からない。

部会長

だから、話合いに伺う。

労働者委員

要は事務局が決めるのでしょう。

海事振興部次長

今２つの団体に推薦依頼をかけている中で、何の話合いもなく頭ごなしに突然１つ外すなんてできないです。

労働者委員

だって、もともと３団体が入っていたでしょう。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

２団体に減ったのだから、輪番制にしましょう。こういうのは、考え方としては１つあるのかもしれないけど、いや、３団体入っていたけど、２団体になったから、２団体で確定したんだという言い方になっている。言い方的には。３団体あったのだから。当時は参画を認めていて、いや、今は認めないんだという言い方をするから、おかしくなる。

海事振興部次長

平成２６年に、全日海さんに加入の労働者がいない状況の中で、地元の２つの団体に推薦をかけることとなり、その状態が続いているところです。

労働者委員

いや、確定したの、それ。決定したの。

海事振興部次長

その当時の状況では、自然な流れだったと思います。そこから毎年確認をしているところです。

労働者委員

入れてくれという話。

海事振興部次長

入れてくれという話があって、地元へ行って、こういう意見がありますが、いかがですか、どうようにお考えですかと。

労働者委員

だから、地元が「ＮＯ」と言うたら、委員には入れないということ。

海事振興部次長

状況に大きな変化がないのに、頭ごなしに言えないです。

部会長

数年前からこの議題は出ているとは思うんですけれども、この規定を読む限り、推薦をするのは、神戸船員部会ではなく、国の方で推薦をかけるんですよね。

海事振興部次長

監理部のほうです。

部会長

それも、今まで一方的に、例えば全日海さんが参画どうですかと、こちらが、神戸の船員部会の承認の議決みたいなのがなければ、浜坂、但馬との交渉自体もちょっと難しい、そういう状況にある、そういう理解でよろしいですか。

海事振興部次長

毎年同じ話が繰り返されている状況です。

部会長

言ってはいるけれども、今までも局としたら、全日海さんの申出があるということで、「入れる、どうですか」と言っているけど、「いや、要りません」ということになって、ずっと同じ話で、要望は出るけれども、同じ状態だと。

労働者委員

どこと交渉しているのですか。

海事振興部次長

漁協さんですね。

部会長

浜坂と但馬ですか。

労働者委員

使用者じゃないよね、もちろん。

海事振興部次長

違います。

労働者委員

もちろん、使用者の委員には相談はしてないよね。

海事振興部次長

　していないです。ヒアリングは、労働者、使用者どちらの状況も熟知されている漁協の職員さんに行っています。但馬も浜坂ともにそうです。

部会長

　そうすると、ここの部会の、参画したほうがいいんじゃないかという議決がないと、今までずっとやってきても、いや、要りませんで終わってしまっているけど、神戸船員部会としたら、全日海さんの資料とかを見て。

労働者委員

　話も聞いてやったらどうだと。

部会長

　話を聞いて、そういうのもできますかと、今までより少し打開するじゃないですけど、前に進むんじゃないかということでの意味ですね。

海事振興部次長

　そうです。それと、何か状況を打開するような、より具体的な資料ですね。

労働者委員

　３００人おりますという資料が出てくればという話ね。

海事振興部次長

　３００人おりますは多分難しいので。

部会長

　人数だけじゃなく。

労働者委員

　人数だけのことしか言ってないのですよ。

海事振興部次長

　違います。ただ、人数が一番大きな要因とは思います。

部会長

　人数もという形ですかね。ちなみに９月２２日の書面の２ページ、日本人の漁業に携わる組合員の在籍は、これは何名ぐらいいらっしゃるんですかね。

労働者委員
　この最賃に関わる部分で、３０名ぐらい。

部会長
　それが３０人ですね。浜坂が１００ぐらいいるんですか、１００弱ですかね。

海事振興部次長
　日本人の方ですか。

部会長
　日本人でも、どちらでもかかっている方。

海事振興部次長
　雇用されている日本人は基本的に全てかかります。

部会長
　全部かかりますよね。

海事振興部次長
　浜坂何人、但馬何人というのは、今、持ち合わせていませんが、総数で二百何がしかはいます。

労働者委員
　だから、２００分の３０やから、「お前は入る必要ないんだ」と言う、事務局は。

海事振興部次長
　入る必要がないとは言っておりません。

労働者委員
　でも、入る有識者じゃないということでしょう、事務局が考えるのは。

海事振興部次長
　どちらが適任かといった場合に、現状では浜坂、但馬の地元船員団体と判断しています。

労働者委員
　それは、人数が多いからでしょう。

海事振興部次長

そうですね、一番大きな理由は人数だと思います。毎年、そうやって最賃部会を開いて、審議していただいて結果を出している中、まともな審議はできてないじゃないかなんて理由づけをこちらはできないです。

労働者委員

事務局は入ってますよね。

海事振興部次長

入っていますけど、労使交渉のときには入ってないです。内航も旅客もそうだと思いますけど。

労働者委員

別部屋で協議を行ったり。

労働者委員

公益委員の先生方、漁船の最賃に出た方っておられます？

部会長

私。

公益委員

私も出ました。

労働者委員

出ました？

公益委員

はい。

労働者委員

どうでしたか。労働者委員って、ちゃんと意見を言ってました？
私が知る限りは、これは他局のときですけども、漁業のオブザーバーで入ったことがあるんですけども、言いなりだったんですよ、完全に。
いや、「今年は出せないから、しようがないですね」って、それで終わりなんです。
いやいや、ちょっと待ってくれって話しをしたんですけど。僕、だから、あくまでもまともな。

海事振興部次長

それは他局の話なので。

労働者委員

そうそう。だから、参考にって言ったでしょう。そういうことが起きているんじゃないかと想定しちゃうので、どうなんだろうなと思って、ちょっと聞いてみたんですけど。

公益委員

言いなりだったかどうかというのは難しいですけど、外国人技能実習生の方の話とか、あと、日本人の方をもっと、漁業に就いてくださる方を増やしたいという話で、賃金を上げなきゃいけないねという話は結構出てました。

最賃もそうだし、日本人の方も含めて、どうやったら増えるだろうみたいな話を結構話したのは記憶しているんですけど。

何となく、ずっと伺ってて、分かるような気もするんですけど、例えば、話ずらして申し訳ないですが、最低賃金を実際に適用されている方々っていますよね。そういう方の割合が、全日海さんのほうが多いとか。

労働者委員

最賃ギリギリの人がですね。

公益委員

そういう資料とかがあったら、もっと説得できなくはないのかと。

労働者委員

日本人の賃金平均を出してしまうと、日本人は最低賃金に近い賃金はもらってません。もっと高い賃金をもらってますよね。

公益委員

でも、一応、外国人の方なのか、日本人の方なのかというのも大きな理由になって。

労働者委員

だから、先生、委員になられていたら、平均賃金って出てきますでしょう。漁船員の平均賃金って、資料が。

公益委員

はい。

労働者委員

その平均賃金を、日本人と外国人は・・・って分かるので、平均賃金、最低賃金自体の賃金はもらってないですよ、日本人の方々は。もっと高い賃金をもらってます。

公益委員

その辺がより、今回の交渉ではないんですけど、最低賃金の決定の話合いといいますか、審議の中に携わるべきということを、数だけではないとは思うんですけど。数って大きいじゃないですか。組合員数がどれだけかも、とても重要な要素だと思いますし。

労働者委員

組合員数だけの話をすると、旅客も内航もどうなるのという話になってきますよ。

部会長

公益委員の言われているのは、恐らく労働者側も言われているのが、最賃のぎりぎりの人を決める。

そういう人が漁船の中で、実際にこの委員の中の組合では、適用されているのが少ないんじゃないか。もし、全日海さんを入れるべきという話であれば、それはまさに全日海の組合の３０名の適用された方がぎりぎり、まさにかぶっているんです。ここの最賃にとなれば、数だけの話じゃなくて、ほとんどかぶってない人が委員に出るよりは、ぎりぎりの人の組合員が多いほうが発言権が、そこの発言権が必要じゃないかというところになるんじゃないか、そういう話なんです。

労働者委員

我々の思いもそうですよ。

公益委員

なので、それを何か。

部会長

そういう資料とかを。

公益委員

そう、数字で。

部会長

出して。

労働者委員
　この３０名が、全員ギリギリのラインで賃金協定を結んでいる。

海事振興部次長
　我々もそれは認識しています、十分。丁寧な審議をということで、そこに常時当てはまるのは外国人技能実習生だけと言っても過言ではないと思います。その方達の声を代弁するのが、全日海さんだということも十分理解しています。そこに全く異論はございません。
ただ、地元としては、それを踏まえた上で実習生にも配慮した審議がされていると思います。

労働者委員
　何で地元側につくんですか。そんなに俺が嫌いか。

海事振興部次長
　地元は、他局の審議結果とも比較して、余所より高い。自分たちは、ちゃんと外国人技能実習生のことも考えて、相応の賃金設定をしていると言われます。

労働者委員
　ここ一、二年の話はですね。

海事振興部次長
　そうですねというか。

労働者委員
　この一、二年だけの話で多分。

海事振興部次長
　ほぼほぼ、日本で一番かと思います。

労働者委員
　いや、それ以前の考え方は全然違いますよ。

海事振興部次長
　そうですか。

労働者委員
　ほぼゼロで諮問を行ってたのだから。

海事振興部次長

私も去年からしか担当してないですけど、以前から相対に高いと思っていますが。

労働者委員

私は、日本全国の最低賃金を追ってますから。

海事振興部次長

こちらが考える状況の変化とは、例えば人数が増えるとか、もしくは外国人技能実習生のことを余り考えていないような賃金結果が出てきたときには、やはり改めて判断をする必要があるという認識は持っています。

労働者委員

たまたまここ一、二年、3,000円、4,000円という改定をしていただいてるのは事実です。

海事振興部次長

私も実際に夏のヒアリングのときに、この後、また輪番制とか、そういったものについて、ご相談させていただくかもしれないという話はしてきていますので、本当にここで決まって、何か合理的に説明できるような資料があれば、行くことを前提としていますので。

労働者委員

だから、各社さんと３０名についての賃金確認もしているんですけども、最賃ぎりぎりラインです。

公益委員

最賃ぎりぎりラインだけれども、私、分からないかもしれないですけど、外国人技能実習生の最賃ぎりぎりのラインの方を、より多く全日海さんが組織している中でも、日本人の・・・。

労働者委員

平均賃金。

公益委員

船員さんをより組織しているのが、その２つの地域の労働組合だということで、外国人と日本人の方で日本人の方をより重視する理由は何でしょうか。

賃金額の実質的な受け止めが、外国人の方について、本国との関係で賃金の価値観が決まるというか、そういう部分もあるということなのか、それとも外国人の方に

比べて、日本人の方のほうがより長く雇用されるのでというような理由があるのかと。

労働者委員

仮に、日本人の方が３０万ぐらいの賃金をもらってます。外国人の彼は２１万の最低賃金をもらってます。何でこの差があるのですか、これは国の差ですかという話を今。

公益委員

差があるというか、日本人の方で組織している組合を今、優先させているわけですよね。外国人の方のほうが、データはないですけども、より組織させている組合があって、日本人の方をより組織している組合があって、日本人の組織している組合を優先している状況が今あるわけですよね。

海事振興部次長

そうですね。

公益委員

話合いとか、そういうのはともかく、客観的な状況として、日本人の方の組合を優先させる理由が、外国人の方ですと、最低賃金低くても、本国に帰って、そのお金を活用するというか、そういう考え方で、本国基準で賃金額を見ているようなところもあるから、あんまり重視できないと、そういうことではないですね。

海事振興部次長

それはありません。

労働者委員

もう日本に来てくれない人たちが出てきているので。

日本が、最低賃金が安いものですから、日本には行きたくないという状況が今生まれているのは事実です。

ただ、働く先、漁業の最低賃金が決まれば、外国人は、その最低賃金ですという決定の仕方しているのです。向こうに持って帰ったら、同じ２１万も２００万ぐらいの価値になるのじゃないのかということですか。

公益委員

失礼な言い方だったら申し訳ないですけど。

労働者委員
　そういうことじゃないんですよね。

海事振興部次長
　賃金水準の関係は全く関係ないです。

公益委員
　考慮してない。

海事振興部次長
　どこに推薦依頼をかけるか、適任者を選ぶに当たって、どの団体にかけるのがより適当か、さっきから何度も言っているように組織の規模感や地元の生活水準、生活実態等に精通しているかを勘案しての結果です。

労働者委員
　３０万もらえる人たちの団体と交渉するほうがいいんじゃないかと事務局は思っている。最低賃金がいないのだから。

公益委員
　事務局の方は、変な言い方ですけど、誠実にされていると思うので。

労働者委員
　そんなことはない。

公益委員
　組合を嫌ってとか、そういうことでは私は感じたことがないですけど。

労働者委員
　大分悪しき事務局なので。

公益委員
　悪しきと思ったことは、私はないですけども、実質的な理由が、規模感はもちろんあるんですけど、よりそのレベルの人を組織している組合があるのにというのも、それなりに意味はないことはないかなと私は思うんです。

海事振興部次長
　その点については十分理解はしますが、それらも加味した上で・・・。

公益委員
　した上で。

海事振興部次長
　日本人の使用者と日本人の労働者の代表者が話合いをして、全国で一番高い最低賃金の設定になっていますので、その点は考慮されていると理解しています。

公益委員
　何か審議の在り方に。

労働者委員
　たまたま上がっただけですから。

労働者委員
　去年上げただけで……、ほんとにたくさん。

海事振興部次長
　これは、本当に自分の勝手な考えですけど、さっき言われたように、労使の優越性とか、そういったものよりも、人情的なものがあるのかなと思います。

労働者委員
　外国人に対してないでしょう。漁協が外国人に対して人情的なものあります？ないでしょう。

海事振興部次長
　使用者と労働者の関係性が近い分だけ、今年は漁が少ない、粗利も少なかった、そしたら、ちょっとこれぐらいで勘弁してくれよということは、あるのかなとは思います。

労働者委員
　そんな人情なんかないですよ。

使用者委員
　人情はありますよ、外国人の方にも。使用者であっても、時間がたてば情は。私たちの地元でもたくさんおられますが。

労働者委員
　でも、最低賃金水準で働かせていますからね。最低賃金以上に払っているとこは

ないですよ。そんな人情があるのなら、もっと高い賃金を払ってあげればいいんですよ。

使用者委員

私が見る感じでは、そういうふうには見えませんけどね。

労働者委員

でも、指標にしているのは陸上の最賃だったり、海上の最賃だったり、最賃水準を外国人には払うんです。それ以上払っているところなんか、ほぼほぼないです。

海事振興部次長

これから先に労働者確保という考え方が強まっていったら、必然的にそこを上げていかざるを得ないことはないですか。

労働者委員

ずっと平行線のままだから、結論を出してくださいよ。

海事振興部次長

いや、そうです。例えばここで可否を採らなければ、また同じことが続くと思うんです。例えば可決になったところで、あなたは何ができるのかと言われますが、さっきから言っているように、その結果を持って協議をしに行くとしか、本当に言いようがないです。

労働者委員

いや、実態を、うそをついているわけじゃないんですよ。

１号、２号、３号生がいて、労働者の扱いが約３０名程度おります。それ以外にも特技が数名と日本人の組合員が数名おります。これは実態ですよ。多く見積もっても四十名の話ですよ。

対して事務局は、今、相手は２００名いるのだから、相手の方が人数、組織力は大きいから、相手を委員にするんだ。これは事務局の考えです。先生が言われたように、最低賃金が適用されている３０名、４０名の方々の賃金を上げたいとする組合の考えは要らないというわけですか。今のところは。

海事振興部次長

要らないじゃないです、今の最賃部会の中にも実習生を大事に思う代弁者は居ると理解しています。

労働者委員

日本人の高い給料を払う方を中心に外国人労働者の賃金を抑えたい。安く漁がしたい。こういったことを前提にするのが会社側の人間です。

公益委員

いや、そんなことはないと思いますけど。

日本人の最低賃金は、かつかつの人にも影響するけれども、日本人のほかの労働者に対しても、結果として影響してくることがあるのか、ないのか。

労働者委員

影響はないでしょう。

労働者委員

ないですね。３０万とか４０万とかもらっていますから。

海事振興部次長

漁が少なく歩合給が最賃額より低いときの最低保障としてあります。

労働者委員

最低保障と最低賃金は違うので。

海事振興部次長

金額的には同じものではないですか。

労働者委員

考え方が、中身が入るものと入らないものがあるから、考え方が違いますよ。

部会長

確認をすると、ここの部会の仮に表決をする。前回にそういう話あったと思うんですけど、表決をすることで、仮に可決となった場合には事務局が協議をする、それだけ。

労働者委員

というか、ここで組合の話も聞きたくてというので表決されたとしても、決まらないです。

部会長

そういうことで、だから、それをする、それがなければ。

労働者委員
　逆に。

部会長
　今までの協議は全く進んでいないということで、別にこれがダイレクトに義務づけることではないけれども、これまでよりは前進するという意味で、表決を採るのも、全日海さんを入れるか入れないかみたいな話だと、そういう話ですよね、これ。ここで。

労働者委員
　話を聞いていただいて、表決していただければいいですけどね。

海事振興部次長
　ただ、本当に可決されたとしても、こちらの意見として、例えばまともな審議ができてないんじゃないかとか、そういったことは口が裂けても言えませんので、表決された理由に、何か合理的な意見をお願いします。

労働者委員
　最低賃金適用者の労働者の。

海事振興部次長
　そうです、大枠はそういうことです。

労働者委員
　多いので、海員組合の意見を聞いたったらどうだと。

海事振興部次長
　それは今までも言っております。

労働者委員
　その話は何回も繰り返しじゃないですか。

海事振興部次長
　そうですけど、今までもずっと同じことを繰り返している状況ですので。

労働者委員
　前に進めてくださいって。

海事振興部次長
　前に進めるための合理的というか、詳しい資料が出てくるかなと今回期待していたんです。

労働者委員
　そんな資料を前回求められてた？

労働者委員
　いや、求めてない。

労働者委員
　付議に対する書面を出せという話じゃなかったの、今回は。

海事振興部次長
　そうです。

労働者委員
　私はそう聞いてたけど。

労働者委員
　要は人数が少ないから、お前たちを入れてやらないと言いたいだけ。

労働者委員
　いや、何か資料を求めてたんですか。前回。何か資料を求めるんだったら、言ってくれれば、我々。

海事振興部次長
　お伝えしました。

労働者委員
　聞いた？

労働者委員
　いや、大した話じゃない。

労働者委員
　前回、そんな話になってないでしょう。

海事振興部次長

その後、また個別でお話させていただく機会にお伝えしました。

公益委員

多数決を採る話ではないと思っているんですけど、もしここで私、手をどっちかに丸かペケか上げろと言われても、今のところ、事務局サイドの説明も納得できるところもあるし、全日海さんのお話も納得することもいっぱいあるし、本当にどっちに賛成という手が上げられない状況です。

というのは、いろんなデータをまだまだ集めていただいて、順番に聞いていって見ていかないと、なかなかこれは公益委員として、自分の意見が言えない状況でして、外国人実習生の方も最賃適用だということで、その方の意見も当然反映されるべきだし、地元船員組合さんの部分もそれはそうだし、なかなか結論が出ないところで、決とか何とかではなくて、しばらく継続審議じゃないでしょうか。

例えば今の話であれば、３号実習生の方は一体何人なのか、地元船員組合の方は一体何人なのか、それぞれの賃金が一体どういう状況になっているのか、集められる資料を集めていただかないと議論できないのかなと思いますし、船員部会の運営規則では、委員等以外の者の出席で、部会長が必要であると認めたら、委員以外の方に出席してもらって、いろいろ尋ねることもできるという説明もありまして、これは予算の話もあるし、すぐにできる話ではないと思いますけど、そこまで聞かないと、公益委員として、これ以上意見できないと思います。

以上です。

部会長

今の公益委員の話は、今、推薦されている浜坂、但馬が、それぞれ何人ぐらいいらっしゃって、かつ、どういったご意向が実際にあるのかとかも、もし可能であれば聞くなどしてからじゃないと、やはり参画させるか、参画がいいかどうか、やるかどうかについての判断もしにくい、そういった理解でよろしいですか。

労働者委員

ここで部会長が、組合を入れてもいいと言っても、入れないのですよ。

部会長

だから、ここの議決がなければ、今までと同じような形で全く進まないので。

労働者委員

事務局のやりたい放題になる。

部会長

ほかの２つの漁協との話もできないので、ここでまずは、今日はなかなか内容、ほかにも資料が欲しいということで、例えば何人なのか、先ほどの分の追加もして。

労働者委員

人数は分かりやすいですね。

これから漁船最賃があるので、最も高い者、最も低い者は漁船の最賃資料に出てきますから。それで、大体平均賃金も条件も分かるんじゃないですか。

部会長

あと、全日海さんの組合。

労働者委員

外国人の賃金ですか。

部会長

そうです。

労働者委員

それは協定書がありますから。

部会長

それもまずお出しいただいて。あと、何か検討材料として労働者側に、全日海さんに出してほしい資料等があれば、ここで今言って、次回に継続審議という形がいいのかなと思いますけど。検討をするに際して、何か追加の資料、必要な書類、参画にダイレクトにならないですけど。

地元が何人なのかは知りたいですね。今、推薦されている浜坂と但馬が一体どれぐらいの組合員数で、一体最賃にかぶっている人がどれくらいいらっしゃるのか。全日海さんが３０で、その３０が最賃ぎりぎりなので、そういった資料が出れば、必ずしも数だけという話ではないのかなと私も思ってはいるので、そういった資料をお出しいただくのと、あと、浜坂と但馬の、今後の協議をしていくことなので、そちらはどういうご意向なのか、もしここで話ができるのであれば、それを全部総合的に検討した上で、全日海さんが参画する、したほうがよいのかどうか、使用者も公益も判断できるのかなとは思うんです。

労働者委員

そもそも入ってましたからね、３人。

部会長

もともとね。ただ、２６年のときに３から２になって、外れた経緯の議事録とかはないですか。

海事振興部次長

それは主に予算上の話だと思います。全国的に、それまで３あった席を２にしますとなったんだと思います。神戸でも３を２に誰を減らすといったときに、先程来説明しているとおりです。

労働者委員

少ないからはじいた。少なくても入っていたのです、その当時はね。

公益委員

３から２に入ったときに、どこの組合をとなったときに、組合員数が少ないということになった。

部会長

けれども、今はちょっと増えていっているということ。

労働者委員

少なくても入っていたのです。

公益委員

いや、だから、それが３から２になったときに。

労働者委員

少ないからはじいた。

公益委員

相対的に。はじいた。

労働者委員

だから、それまでは委員で、ちゃんとお話もできていたと思うんですよね。

部会長

ちょっと５時になってしまっているので、これ継続で、今言った資料はお出しをいただいた方が、いずれにしろ、公益委員が判断もしにくいというのもあるし、使用者委員側も判断もしにくいかもしれないので、それをお願いするということでよ

ろしいですか。

労働者委員

外国人の賃金体系は出せますので、出します。

それと、局のほうから、今から漁船の最賃で最も高い人、最も低い人の何人というのは多分、局で最低賃金の資料で出てくると思うので、提出をお願いした方がいいんじゃないですか。

部会長

そうですね。それもお願いして、あと、浜坂と但馬がどう思っているかは要らないですかね。

公益委員

どう思っているかというよりも、自分たちが入るべきだと考える理由を示してもらうのがいいのかなと。

労働者委員

但馬とね。

部会長

推薦が来ているから入ってる。

公益委員

ですけども。もし、ほかの組合も入っていただくかもしれないと考えたときに、自分たちのほうがより代表していると考えられる理由って、組合が出すのはおかしいかもしれないですけど。

部会長

おかしいですね。

公益委員

事務局の方から聞いていただいてとか。

部会長

そうですね。

労働者委員

事務局はよろしいですか、今の。

海事振興部次長
　結果的に、さっきから言っているヒアリングの答えと一緒になるとは思うんです。

労働者委員
　それでも、向こうの意見としては、それをそのまま上げてくれればいいわけじゃないですか。事務局がアレンジする必要は全くない。

海事振興部次長
　アレンジをしないで、今までも聞いてきたことをお伝えしてます。

海事振興部長
　もらってくればいいじゃないですか。

労働者委員
　部長が言われたとおり、もらってくればいいじゃないですか。

公益委員
　今年はこれで行くと。

部会長
　今年は・・・。

公益委員
　今年はこれだと、急がないですか。

部会長
　急がないですよ。今年はこれで。

公益委員
　今年はこれでよくて。

海事振興部次長
　今年の形は、申し訳ないですけど、もう決まってますので。

部会長
　今の分を教えていただいて、確認をしていただくというのでよろしいですか。それでないと多分、公益委員とかが判断がしようがないのかな。使用者委員側も多分判断もしようがないかと思いますので。

公益委員

浜坂、但馬以外はほぼゼロですか、この管内では。対象となる船員の数は。

海事振興部次長

対象となる船員は、あと、津居山とか柴山とか港はありますが、それは全て但馬漁協に属してます。

公益委員

それで日本海側は網羅されていると思いますが、こちらの瀬戸内側には対象はいませんか。

海事振興部次長

ないです。

公益委員

今の人数の観点から言うと、浜坂、但馬が１、２で、全日海さんが３番目という状況ですね。

海事振興部次長

そうです。

公益委員

所属されている。

海事振興部次長

規模感でいけば、但馬、浜坂、全日海さんの順番と思います。

部会長

先生、そのほかにもまだ４、５とか、いろいろあるんじゃないかということですね。

公益委員

その辺が全然、よく分かってないもので。

海事振興部次長

厳密に言えば、但馬漁協の中で、津居山さんなり柴山さんもそれぞれ組合は組織されているんです。ただ、漁協としては１つの但馬漁協という漁協になってまして、そこの香住さんが代表として、但馬漁協で一枠、浜坂で一枠となっています。

労働者委員

小さいのが３０、３０、３０集まって、何々になってる。

公益委員

３０、３０、３０の３０の代表が出てきているわけですか。３０の代表が、その百何十人を代表して出てきているのでしょうか。

委員が、例えば小さいもの３０、３０、３０だとしたら、全日海さんも３０ですし。その３０の代表が３０の代表として出てきているのか、それとも但馬全体の代表として出てきているのか、どのように捉えればいいでしょうか。

海事振興部次長

今の考え方でいくと、浜坂は１つです。但馬漁協は、柴山、津居山、もう一つ細かいので言うと竹野とあるんですけど、それぞれの代表として出てきているわけではなく、それの集合体である但馬漁協に属する船員の組合を代表するものという考え方になっています。

公益委員

それは、出てきてらっしゃる本人がそのように認識しているということですよね。それを事務局が期待しているだけではなくて。

海事振興部次長

出てきている方に、それを直接に確認はしたことはありません。

あくまでも窓口となる漁協さんに船員を代表する人の推薦を依頼しています。その辺りは、どういう状態の構成になっているかというのは承知しておりません。

公益委員

正確な数を出していただくときに、細かいところも併せて準備してください。

それを全体として捉えるのか個別に見ていくのかは、また出てきた後で判断をさせてください。

併せまして、管内の但馬、浜坂以外にゼロじゃないところがもしあるのであれば、それもお願いします。

海事振興部次長

沖底に関してはゼロです。

公益委員

ゼロ。あと、これは参考になるかは分からないですけども、全国が一斉に３から２になったというときに、ほかも全て。

労働者委員
　海員組合を除外したとか。

公益委員
　そうです。

海事振興部次長
　ほぼ外されてないです。

労働者委員
　されてないです、ここだけです。

海事振興部次長
　地元の組合があるかないかで全然話は違うと思いますので。

公益委員
　それも含めて、地元の漁協がないから残ったのか、あっても残ったのか。全日海さんが結果的に外れたのかを、ほかでどうなっているのか、あるいは中央でどうなのかについて。これは、あくまで本当に参考までですけれども。

海事振興部次長
　中央の労働者委員は、全日海の委員さんばかりです。
今、全日海さんが加入されている地方局は、どこどこあるかはご存じないですか。

労働者委員
　大体は分かります。

部会長
　では、今、ご質問のあったところは、継続審議になりますので、局もまたご準備をよろしくお願いします。

海事振興部次長
　来月に向けてですか。

部会長
　そうですね。
続けて、議題（２）船員に関する特定賃金の改正について、事務局から報告等がありましたら、お願いします。

海事振興部次長

先ほど来の説明の中でも、最賃資料１、２、３については出てきたとおりなので、またご覧いただきたいと思います。

部会長

ただいま、事務局から船員に関する特定賃金の改正について、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

（公益委員なし）
（労働者委員なし）
（使用者委員なし）

部会長

ほかに何かございますか。なければ、議題（３）、その他に移ります。

委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

（公益委員なし）
（労働者委員なし）
（使用者委員なし）

部会長

行政は、いかがでしょうか。

海事振興部次長

前回の労働者委員のご質問、燃料油価格激変緩和措置について回答したいと思います。

労働者委員

もう国の考え方が出ていますよね。

海事振興部次長

そうです、報道のとおりで、特に船舶に対する具体的な支援策等はありません。この後に何か出てきたら、また情報共有を図りたいと思いますので、すみませんが、回答はそういうことでよろしくお願いをします。

部会長

では、行政から続けて説明をお願いします。

海事振興部次長

あとは船員部会の資料ですが、今回、令和６年度海事局の関係予算概算要求をつけておりますので、またご覧いただけたらと思います。

国際競争力の強化・生産性向上、海事分野のカーボンニュートラル推進、海事人材の確保・育成、これらを三本柱として、対前年比４５％増の１２２億円余りを概算要求として計上しています。

プレスとしては、令和４年度の監査結果、海上輸送の安全に関わる情報というところで、行政処分の内容、事案等が記載されておりますので、こちらについても後ほどご確認ください。

また、監理部のプレスとして、８月２３日にジャンボフェリー「あおい」を使いました「親子海洋教室」の実施報告となります。参加者からありがたい感想をいただいています。

以降は毎回同様の記事等になりますので、またご覧いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

部会長

ただ今、事務局から船員部会情報の説明がありましたが、委員の皆様から、何かございましたら、ご発言をお願いします。

（公益委員なし）
（労働者委員なし）
（使用者委員なし）

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、本日の部会は、これにて終了させていただきます。

次回の船員部会は、１０月２０日（金）１５時３０分からこの場で開催しますが、通常時の第４金曜日から一週間繰り上げておりますので、お間違えのなきよう、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。